

2017年9月14日

各 位

会 社 名	株 式 会 社 二 子 伊 学 館
代表者の役職氏名	代表取締役会長兼社長 寺田 明彦
コード番号	9 7 9 2 ( 東 証 第 1 部 )
本 社 所 在 地	東京都千代田区神田駿河台二丁目9番地 問い合わせ先
責任者役職名	取締役経営管理本部長
氏 名	海 瀬 光 雄
電 話 番 号	03-3291-3954

## 公正取引委員会による勧告について

本日、当社は公正取引委員会から、消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法（以下「消費税特措法」といいます。）第3条第1号後段の規定に違反する行為が認められたとして、同法第6条第1項の規定に基づく勧告を受けました。

今回の勧告は、本年8月7日付で中小企業庁により公正取引委員会に対して行われた措置請求に基づくものであり、公正取引委員会から認定された事実は、中小企業庁より認定された事実と同内容のものとなります。

当社では、教育指導業務等の一部を、個人である事業者へ委託しておりますが、消費税率引上げ後も従来どおりの業務委託料をお支払いしていたこと等が消費税特措法第3条第1号後段の規定に違反する行為と認定されたものです。

なお、対象となる個人事業者の皆様に対し、経緯等をご説明のうえ、平成26年4月1日以降の消費税率引上げ分相当額のお支払いを完了しております。本件により、関係する皆様にご迷惑をお掛けしましたことを深くお詫び申し上げます。

当社といたしましては、今回の勧告を真摯に受け止め、法令改正の対応の徹底不足を深く反省するとともに、本事案を全役員・従業員に周知し、再発防止に努めてまいります。

以上